

# 根室市役所庁舎建替推進本部設置要綱

(令和元年11月15日根室市訓令第16号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、根室市役所庁舎建替推進本部（以下「推進本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる具体的な検討及び方針等の決定とする。

(1) 庁舎建替えに係る基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計の策定

(2) その他庁舎建替えに関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、教育長をもって充てる。

4 委員は、根室市役所庁議設置規程（昭和55年根室市訓令第12号）第2条に定める部長職をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(推進部会及びワーキンググループ)

第6条 本部長は、庁舎建替えを全庁的に推進するため、推進部会及びワーキンググループ（以下「推進部会等」という。）を設置する。

2 推進部会等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び推進部会等の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び推進部会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。